三井生命
NEWS RELEASE
三井生命保険株式会社
〒135-8222 東京都江東区青海1-1-20
お問い合わせ先：企画部広報グループ
TEL:03-6831-8051
http://www.mitsui-seimei.co.jp/

平成 28 年 8 月 24 日

新発売

無配当外貨建終身保険016（予定利率更改型）ドリームクルーズワイド Dream Cruise Wide の発売について

〔指定通貨 ： アメリカ合衆国通貨またはオーストラリア連邦通貨〕

三井生命保険株式会社（代表取締役社長　有末　真哉）では、平成 28 年 10 月 1 日より、**無配当外貨建終身保険 016（予定利率更改型）『ドリームクルーズワイド』**の販売を開始しますので、お知らせいたします。

『ドリームクルーズワイド』は、外貨建の高い予定利率で効率的に一生涯の保障を準備できることに加え、「生きるための保障」や、割安な保険料で保障を提供できる「低解約返戻金特則」といった新たな選択肢を設定することで、お客さまの多様なニーズに合わせたプランニングを可能としています。

記

1．商品の特徴

※本リリースでは「アメリカ合衆国通貨」を「米ドル」、「オーストラリア連邦通貨」を「豪ドル」といいます。

1. 米ドル建または豪ドル建の終身保険です！

- 日本円でお払い込みいただいた保険料は、現在、日本国債より金利が高いアメリカ合衆国国債（米ドル建の場合）またはオーストラリア連邦国債（豪ドル建の場合）などで運用されます。このため、現在の金利水準や為替水準のままであれば、当社の円建の終身保険に比べ、同じ保険料水準で、より高額な保障を準備できます。
- 保険料払込期間中は、ご契約時に定められた予定利率が適用されます。
（予定利率は、保険料払込期間満了日の翌日およびその後、15 年ごとに更改されます。更改後の予定利率は、最低保証予定利率を下回ることはありません。）
- 全期前納を取り扱うことにより、まとまった資金を活用して終身保障を準備したいというニーズにお応えできます。

2. 生きるための保障を追加することができます！

- 総合障害保障特約 016（外貨建）を付加した「総合リスク保障プラン」では、ガン、急性心筋梗塞、脳卒中、介護、身体障がい、不慮の事故による所定の障害、所定の高度障害状態、死亡の「８つのリスク」に備えることができます。
- 保険料払込免除特約 016（外貨建保険用）を付加することができます。

3. 低解約返戻金特則を付加することで、割安な保険料で保障を準備することができます！

- 低解約返戻金特則を付加した場合、低解約返戻金期間中の解約返戻金額を、特則を付加しない場合の金額の 70%相当額に抑えることにより、低解約返戻金特則を付加しない場合に比べて保険料が割安になります。

2．開発の背景

当社では、平成 25 年より無配当外貨建終身保険（予定利率更改型）『ドリームクルーズ』を販売し、お子さまから中高齢のお客さまの、「万一の際の保障と資産形成の両方を効率よく準備したい」という幅広いニーズにお応えしてきました。

今般、日本における低金利が長引く中において、円建の終身保険よりも予定利率の高い外貨建終身保険で「より保険料を抑えて保障を準備したい」、３大疾病などに罹患したときのため「生きるための保障も備えたい」といったお客さまのご要望にお応えするため、無配当外貨建終身保険 016（予定利率更改型）『ドリームクルーズワイド』を開発いたしました。

3．４つのプラン

総合障害保障特約 016（外貨建）および低解約返戻金特則の有無によって分類した４つのプランで、お客さまの多様なニーズにお応えします。

		低解約返戻金特則	
		なし	付加
総合障害保障特約016（外貨建）	なし	基本保障プラン ・一生涯の保障を準備し、資産形成もしたい方に	基本保障プラン（低解約返戻金型） ・保険料を抑えて一生涯の保障を準備したい方に
	付加	総合リスク保障プラン ・総合的な生前給付保障を準備したい方に	総合リスク保障プラン（低解約返戻金型） ・保険料を抑えて総合的な生前給付保障を準備したい方に

4．仕組み図

総合リスク保障プラン（低解約返戻金型）のご契約例

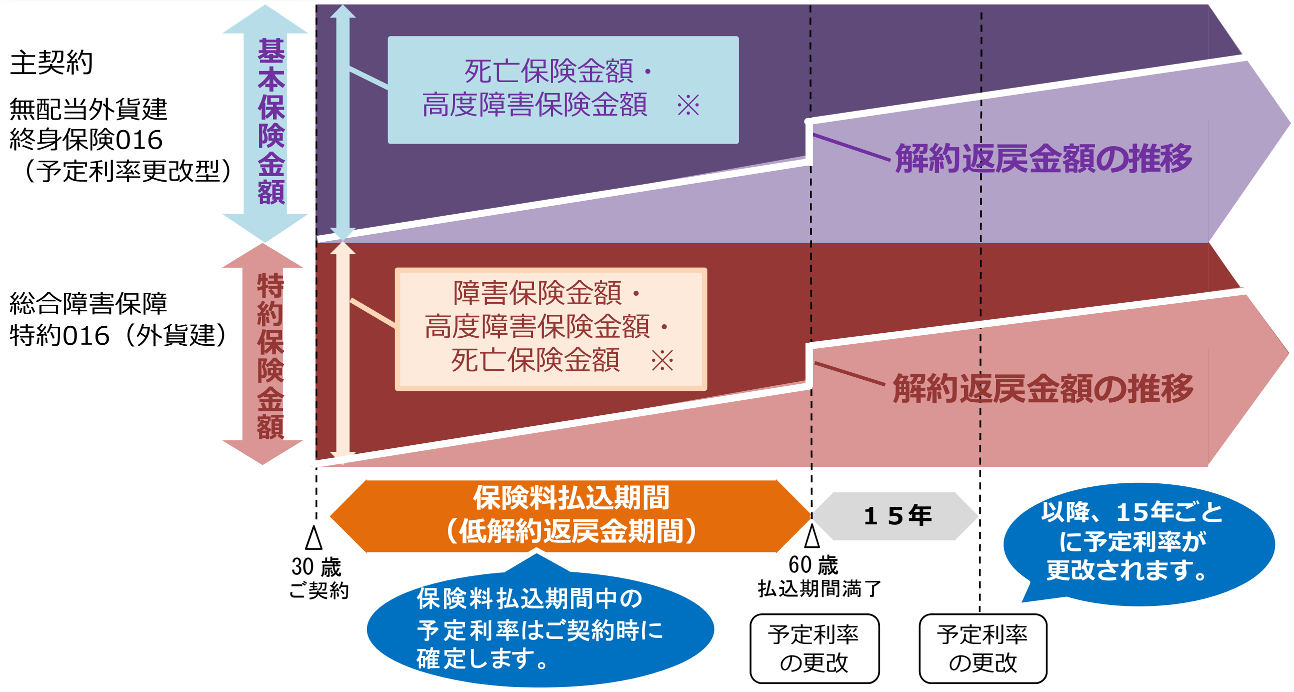

※各保険金額は、お支払いの際に責任準備金額が基本保険金額または特約保険金額以上の場合には、責任準備金額の 1.01 倍相当額をお支払いします。

5．保険料例

【ご契約例】契約年齢：30 歳（男性）、保険期間：終身、保険料払込期間：60 歳払込期間満了
指定通貨：豪ドル、低解約返戻金特則付加
契約時予定利率：年 2.5%（仮定）、最低保証予定利率：年 2.0%
（主契約）基本保険金額：5 万ドル
（総合障害保障特約 016（外貨建））特約保険金額：5 万ドル
保険料払込免除特約 016（外貨建保険用）付加

◆上記ご契約例の月払保険料（口座振替扱）　　**183.40 豪ドル**

【参考】低解約返戻金特則を付加しなかった場合の月払保険料（口座振替扱）
（その他の契約内容等は同条件とする。）　　**201.95 豪ドル**

6．特約の保障内容等

（１）総合障害保障特約 016（外貨建）

８つのリスクに対して、保障を準備することができます。

＜支払事由＞

3 大疾病	①	ガン	・初めてガンにかかったとき
	②	急性心筋梗塞	・所定の手術　　　　または ・60日以上の労働制限
	③	脳卒中	・所定の手術　　　　または ・60日以上所定の後遺症が継続
介護	④	介護	・公的介護保険制度の要介護２以上の認定 または ・所定の要介護状態が１８０日以上継続
身体障がい	⑤	身体障害者手帳	・１級から３級の身体障害者手帳の交付
	⑥	不慮の事故による障害	・所定の障害状態
	⑦	高度障害	・所定の高度障害状態
死亡	⑧	死亡	・死亡

＜支払金額＞

特約保険金額

（この特約の責任準備金額が特約保険金額以上の場合はこの特約の責任準備金額の 1.01 倍）

（２）保険料払込免除特約 016（外貨建保険用）

払込免除事由に該当した場合、その後の保険料のお払い込みを免除します。

＜払込免除事由＞

◆保険料払込免除特約 016（外貨建保険用）の付加の有無に関わらず、不慮の事故による所定の障害状態に該当した場合は、その後の主契約の保険料のお払い込みを免除します。

◆保険料のお払い込みが免除となった後も、主契約部分の死亡・所定の高度障害状態の保障は一生涯続きます。

（３）介護前払特約

支払事由に該当した場合、主契約の死亡保険金の全部または一部をこの特約による介護前払保険金としてお支払いします。

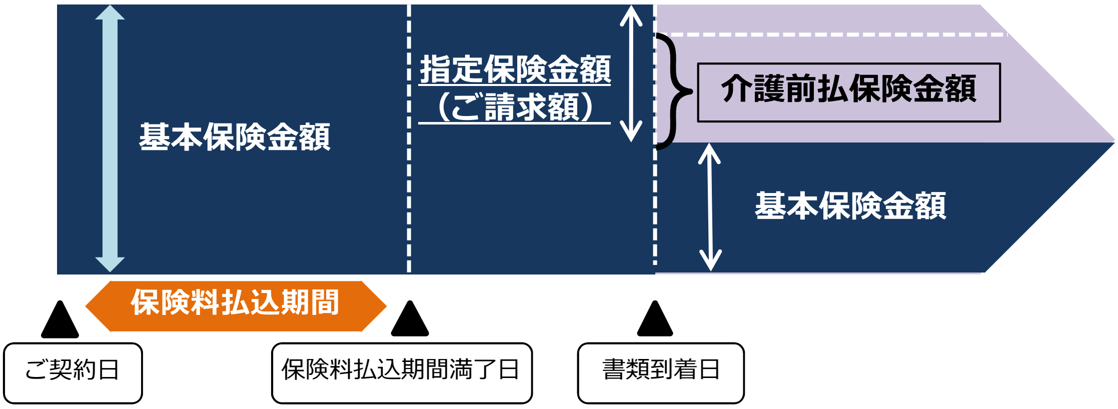

＜支払事由＞

保険料払込期間満了後に被保険者の年齢が満 65 歳以上かつ公的介護保険制度の要介護４以上と認定されていること

＜支払金額＞

ご請求額（指定保険金額）から当社所定の利率で計算した利息を差し引いた金額

◆指定保険金額が主契約の基本保険金額の一部の場合、介護前払保険金をお支払いした後、主契約の基本保険金額は書類到着日にさかのぼって指定保険金額と同額の減額がなされます（減額部分の解約返戻金はありません）。

◆指定保険金額が主契約の基本保険金額と同額の場合、介護前払保険金をお支払いした後、書類到着日にさかのぼって契約が消滅します。

７．お客さまにご負担いただく費用および為替リスクについて

■お客さまにご負担いただく費用について

お客さまにご負担いただく費用は、以下の費用の合計額となります。

（１）保険契約関係費用について

- お払い込みいただいた保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持、死亡・高度障害保障などにかかる費用にあてられ、それらを除いた金額が運用されます。また、ご契約後も定期的に保険契約の締結・維持、死亡・高度障害保障などにかかる費用などが控除されます。なお、これらの費用については、年齢別の発生率を用いて算出しているため、一律の算出方法を記載することができません。
- 上記の費用のほかに、解約される場合には、契約日から10年間は、経過期間（保険料をお払い込みいただいた年月数）に応じて、責任準備金から所定の金額を控除します。この控除額については、経過期間や低解約返戻金特則の付加の有無により異なるため、一律の算出方法を記載することができません。
- 年金支払特約および年金払移行特約の年金において、年金を維持・管理するための費用として、支払年金額に1.0%を上限とする率を乗じて得た金額を年金支払日に責任準備金から控除します。なお、支払年金額に乗じる率は、年金支払特約の年金の場合は第1回目の年金の請求書類が当社に着いた日*1、年金払移行特約の年金の場合は年金開始日の予定利率に応じて定まるため、記載することができません。

（２）外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用について

①円に換算した保険料などをお払い込みいただく場合

円に換算した保険料などをお払い込みいただく際に適用する当社所定の円換算レート（払込用）には、為替手数料が含まれます。

円換算レート（払込用）	**換算基準日*2における当社が指定する取引銀行のＴＴＭ（電信売買相場の仲値）＋ 0.25 円**

※ＴＴＭ（電信売買相場の仲値）と円換算レート（払込用）の差（0.25円）は平成28年８月現在のものであり、将来変更することがあります。ただし、円換算レート（払込用）は換算基準日*2における当社が指定する取引銀行が公示するＴＴＳ*3（対顧客電信売相場）を上回ることはありません。

②保険金などを円に換算してお支払いする場合など

円換算支払特約を付加して保険金などを円に換算してお支払いする際、または年金支払特約や年金払移行特約の年金原資額を算出する際に適用する円換算レート（支払用）には、為替手数料が含まれます。

円換算レート（支払用）	**換算基準日*2における当社が指定する取引銀行のＴＴＭ（電信売買相場の仲値）－ 0.25 円**

※ＴＴＭ（電信売買相場の仲値）と円換算レート（支払用）の差（0.25円）は平成28年８月現在のものであり、将来変更することがあります。ただし、当社所定の円換算レート（支払用）は換算基準日*2における当社が指定する取引銀行が公示するＴＴＢ*3（対顧客電信買相場）を下回ることはありません。

③保険金などを指定通貨でお支払いする場合

指定通貨でお受け取りいただける口座が必要となり、ご利用される金融機関により諸手数料*4が必要な場合や、当社からの指定通貨でのお支払いにかかる送金手数料をお支払い額より差し引く場合があります。これらは金融機関により異なるため、一律に記載することができません。

*1　完備された請求書類が当社に着いた日をいいます。

*2　換算基準日として定める日が、当社が指定する取引銀行または当社の休業日に該当するときは、その直前の取引銀行および当社の営業日となります。

*3　1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

*4　リフティングチャージ、外貨引出手数料等のことで、金融機関によりお取り扱い、名称などは異なります。

※円換算レート（払込用）と円換算レート（支払用）は、同日であっても為替手数料により、適用レートが異なります。そのため、指定通貨では同額でも、円でお払い込みいただく金額と円でお支払いする金額には、差が生じます。

【当社所定の円換算レートは、当社が指定する取引銀行の為替レートを基準としています。】

ＴＴＳ （対顧客電信売相場）	銀行が顧客向けに外貨を売る（円を外貨に交換する）ときに用いられる為替レート
ＴＴＭ （電信売買相場の仲値）	ＴＴＳ（対顧客電信売相場）とＴＴＢ（対顧客電信買相場）の仲値
ＴＴＢ （対顧客電信買相場）	銀行が顧客から外貨を買い取る（外貨を円に交換する）ときに用いられる為替レート

■為替リスクについて

外国為替相場の変動による価格変動リスクを為替リスクといい、この保険には、次のような為替リスクがあります。

- 円に換算した保険料額などは、お払い込みのたびに変動（増減）します。
- 円換算支払特約を付加して円に換算してお支払いする保険金額などは、ご契約時の円換算レート（支払用）で円に換算した保険金額などを下回り、損失を生ずるおそれがあります。
- 円換算支払特約を付加して円に換算してお支払いする保険金額などは、円に換算した払込保険料累計額を下回り、損失を生ずるおそれがあります。

これらの為替リスクは、ご契約者および受取人に帰属します。

以上

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではなく、商品の概要のみを説明したものです。ご検討にあたっては、「商品パンフレット」および「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」を必ずご覧ください。また、ご契約の際は、「ご契約のしおり－約款」を必ずご覧ください。